

まちづくりの新たな提案

今福神前線のバス路線化を

「民間活力の誘導に不可欠」

バス路線化を提案し、計画の段階からバスベイの整備等を検討すべきと求めました。



砂山地区を中心にしたまちづくりについて、これまでさまざまな提言を続けてきました。私が直近で行った本会議での一般質問は17年度12月議会ですが、ここで指摘した2点について紹介します。

1点目は今福神前線のバス路線化です。尾花正啓市長は、今福神前線について「**将来の持続可能なまちづくりにとって、地域の社会、経済を支える重要な路線**」との認識を示しました。それを受けて私は「交通網の利便性を高めることが民間活力の誘導に不可欠」として

中高、大学全てがそろった文教地区です。この地域の特性を生かすためには、単なるコミュニティセンターではもったいないと常々考えていました。そこで地区の特性を生かせるよう、市民大学機能をあわせた複合型のコミュニティセンターにしてはどうか、と提案しました。

市長は「今福神前線は、沿線に多くの事業所や教育施設などがあり、本市中心地域の路線として町の機能を十分に発揮させるものと考えます。提案の新規バス路線の開設は、公共交通の利便性を高めることにより、人の流れをもたらし、沿線周辺を含めた町のにぎわいが創出され、市民生活の向上につながるものと期待できることから、新規バス路線の開設をバス事業者に働きかけ、諸課題が解決できれば、バスベイの整備について庁内関係部局と連携を図っていく」と前向きな姿勢を示してくれました。今福神前線の完成による黒門市場や既存の商店街の再生を皆様と一緒に考えられれば、ぜひ実現できるように働きかけていきたいと強く思っています。

2点目は国土交通省と財務事務所の跡地を活用したコミュニティセンター構想です。

国交省・財務事務所跡地に複合型コミュニティセンターを

生涯学習、異世代交流の場へ

この土地周辺は、砂山保育所、愛徳幼稚園、今福小学校、西和中学校、県和歌山商高平成32年に開学予定の東京医療保健大学日赤キャンパスという幼保、小

中高、大学全てがそろった文教地区です。この地域の特性を生かすためには、単なるコミュニティセンターではもったいないと常々考えていました。そこで地区の特性を生かせるよう、市民大学機能をあわせた複合型のコミュニティセンターにしてはどうか、と提案しました。

具体的には、あいあいセンターに間借りしている市民大学を移転することで、福祉の拠点として本来の活用が可能となります。また、生涯学習の場だけではなく、乳幼児とその子育て世代の方々を初め、小中高から大学まで、あらゆる世代との交流の場ともできます。高齢者の生きがいの場でもある市民大学には、最適な場所となるはずですが、高松、今福、砂山、吹上地区の連合自治会が、この跡地にコミュニティセンター建設を要望していること、さらに1万2000人強の住民の方々の署名もあり、この地が最適であり、市民に熱望されているということは言うまでもありません。

公共下水道未整備地区に朗報

受益者負担金に猶予期間新設

和歌山市の公共下水道の整備は他都市に比べて非常に遅れ、中核市ではワースト1です。

砂山・今福まちづくり事業のワークシヨップで、今福雑質地区内の約18分の1平方メートルあたり300円を負担しても「受益者負担金制度」を採用して、個人所有の道路、いわゆる私道に下水道管を埋設する場合、土地所有者に土地使用承諾を得る必要があり、非常に時間を費やすこととなる上、受益者負担金制度がネックとなつて承諾を得られないケースも出

【砂山地区を中心にしたまちづくり等に関する市議会本会議での質問実績】

- ◇平成16年度12月議会 ●「砂山南地区文教の杜計画」を提案
- ◇平成17年度2月議会 ●国家公務員合同宿舎建設問題について指摘
- ◇平成17年度6月議会 ●青岸地区・産廃処理施設建設問題について指摘
- ◇平成21年度当初議会 ●寺町通り・水門筋の街路樹の改善
- ◇平成22年度12月議会 ●砂山・今福地区のまちづくりについて
- ◇平成24年度当初議会 ●湊神前線の整備計画推進について
- ◇平成25年度6月議会 ●内環状完成の重要性と湊神前線の整備促進について
- ◇平成29年度12月議会 ●文教の杜計画の促進と国庫補助活用について
- 長町公園と日赤病院との連携、防災に関して
- 湊神前線の早期実現について
- 空き家対策について
- 砂山・今福のまちづくりに大きく影響する湊神前線と雄湊西浜線の整備について
- 今福神前線のバス運行について
- 約70年放置されてきた今福運動公園の事業化について
- 国土交通省、近畿財務事務所跡地の活用について

【住民提案のイメージパース】



今福・西小二里地区（私道が複層するエリア）住民の住民による下水道説明会

【参照1】

周辺地域の公共下水整備を進めるため、条例施行規則の改正

— 改正内容 —

【今回の規則改正により追加された受益者負担金の猶予基準】

○私道を所有し、その土地に下水道管を埋設することに同意した土地所有者で、その私道に接する土地に建物がある場合。

3年以内に改築を行う予定がある場合、申請することにより負担金の徴収が猶予されます。

○私道を所有し、その土地に下水道管を埋設することに同意した土地所有者で、その私道に接する駐車場や空地进行している場合。

その土地に建物を建築し、公共下水道の使用を開始するまでの間、申請することにより負担金の徴収が猶予されます。

ハナミズキ通り



釣り大会も出来るように!

空き家対策



整備前

整備後

まちづくり 進行中!



砂山コミュニティ緑道 整備事業



西和中学校前道路



協力し合ってきれいに!

魁橋架け替え工事

